

ビジネスフェア・展示会・商談会の参加費を助成します！！

(商業部会新事業展開等促進事業)

(助成内容)

○対象となる展示会等 … 各種団体等が主催するビジネスフェア、展示会、商談会等

(注) 本事業が助成対象とする展示会等とは、「参加事業者が新たなビジネスチャンスを創造する、もしくは自社商品・サービス等の販路開拓へ結びつける」ために参加するものを想定しています。繁盛店舗への視察や、TAUなどのアンテナショップを見に行くだけといったように、直接的に新規事業展開に結びつくとは考えにくいものは対象外とします。

○対象となる経費

(ケース① 新しい商品・サービスの検討や導入)

- 各種ビジネスフェア等への入場料、参加に係る旅費（公共交通機関を利用した場合のみ）、宿泊費。

(注) 参加行程中の飲食代は対象外。自家用車での移動によるガソリン代は、客観的に旅費が算定できないので対象外とします。(高速代も同様)

- 助成上限額 … 一企業あたり 10,000 円 / 1 回 (年間 2 回まで)
(ただし、支出経費が 10,000 円を下回る場合は、支出額を上限)

(ケース② 自社商品・サービスの出展)

- 自社が展示会・商談会、ビジネスフェアなどに参加するために要する経費（出展ブース料や、その他参加に係る経費、旅費（公共交通機関を利用した場合のみ）、宿泊費。

(注) 参加行程中の飲食代は対象外。自家用車での移動によるガソリン代は、客観的に旅費が算定できないので対象外とします。(高速代も同様)

- 助成上限額 … 支出経費総額の半分 (1/2) 補助で、上限 100,000 円
(一企業あたり年間 1 回まで)

○助成の方法 … 次に掲げる書類を提出していただいた後、事務局で確認し、お支払いいたします。

- 商業部会新事業展開等促進事業助成金申請書（別紙様式）
(添付書類)

1. 展示会等の入場パス、展示会参加申込書など参加事実が客観的に確認できるもの
2. 対象となる経費の領収書のコピー

※申請内容に虚偽が発覚した場合には、助成金は返金いただきます。

【対象期間】 2019年4月22日～2020年3月31日 参加分

※申請期限は 2020年4月10日（金）までとします。

【重要】 予算が無くなり次第終了いたします。参加する内容はそれぞれだと思いますので、活用してみたい方は事務局にお気軽にご相談ください。

問合せ先：安芸太田町商工会商業部会事務局

☎0826-22-1221 (担当：沖田・寺井)